業務提携協定書

●（以下「甲」という。）と株式会社ICHI（以下「乙」という。）は、互いに業務提携を行うことに合意し、以下の通り業務提携協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（業務提携の目的）

第1条　甲と乙は、それぞれの得意分野や経営資源を活用して、互いに協力し、発展することを目的として業務提携を行うものとする。

（業務分担）

第2条　乙は、本協定書に基づき、甲に対して、キャップレートマップサービス（以下「CRサービス」という。）の提供及びその他合理的な範囲で、甲に協力するよう努めるものとする。なお、CRサービスの具体的な内容は、CRサービスのホームページ上に掲載されている「キャップレートマップの利用方法」及び「利用規約」の内容によるものとする。

２　甲は、合理的な範囲で、乙に協力するよう努めるものとする。

（利用許諾）

第3条　乙は、甲がCRサービスを利用して得た情報を利用して、不動産の調査、企画、立案、営業等の業務で利用することを許諾するものとする。

（協定期間）

第4条　本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から満1年とし、期間満了の1ヶ月前に甲及び乙のいずれか一方から本協定書の終了の申し出がない限り、本協定書は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（費用負担）

第5条　本協定書に基づく業務提携の履行にあたり発生する費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。但し、甲及び乙で、業務の内容により別途費用負担を取り決めた場合は、この限りではないもとする。

（中途解約）

第6条　甲又は乙は、本協定書を解除する場合は、相手方に対し解除の1ヶ月前までに通知したうえで解約できるものとする。

（守秘義務）

第7条　甲及び乙は、CRサービスの情報を除き、本協定書に基づき知り得た情報に関し守秘義務を負うものとし、合理的な理由、又は相手方の承諾ある場合を除き第三者に漏洩してはならないものとする。

（規定外事項）

第8条　本協定書に定めない事項については、民法その他の法令及び取引慣行に従い、甲乙協議の上誠意を持って解決するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第9条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約する。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲若しくは乙の信用を毀損し、又は、甲若しくは乙の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為のいずれも行わないこと。

（禁止行為）

第10条　甲によるCRサービスに係る次の各号の行為は禁止とします。

(1)RPA（Robotic Process Automation）などのロボットを使用したアクセスやスクレイピング行為、その他プログラムや機械を使用してのCRサービスへのアクセス

(2)CRサービスのログインIDやパスワードを第三者へ貸与したり、譲渡したりして、第三者にアクセスさせる行為

（管轄裁判所）

第11条　本協定書に関する紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本協定を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれが各1通を保有する。

年　　　月　　　日

甲

乙　名古屋市中区栄二丁目10番19号

　　名古屋商工会議所ビルディング内

　　株式会社ICHI

　　代表取締役　河村　洋一